

花王株式会社 和歌山工場 雑芥焼却炉及び流動層焼却炉 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1. 産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条の六＞

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物受入れ時に、サンプル、組成表、MSDS等で性状を確認し、処理可能性及び量を判断致します。
二	施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。	流動層焼却炉にあつては、ケーキ類はケーキ切出しスクリーンの回転数、液体のものは、流量計にて投入量を管理します。 雑芥焼却炉にあつては、雑芥投入クレーンで掴み量を自動調整して管理します。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境保全上必要な措置を講ずること。	「焼却炉設備緊急処置基準書」に準ずる。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期自主検査(2回/年)、ボイラー性能検査(1回/年)の他、日常の保守点検を実施します。
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	飛散・悪臭防止 ・シャッターおよび蓋付きの保管施設を設置 ・防臭ファン設置 流出防止 ・廃油貯槽設備への防油堤設置 ・焼却炉周りへの汚水ピット設置 ・オイルセパレータの設置
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	処理施設内の床はコンクリートとし、毎日洗浄実施することで清潔を保持するとともに、外周りには排水溝及びオイルセパレータを設け、適宜油を回収します。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう、低騒音/低振動機器の採用や、防音・防振施工を行います。また、敷地境界線での騒音測定を定期的の実施します。(1回/3ヶ月)
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却施設から発生する排水は、施設内の水処理設備で浄化した後、和歌山港へ放流します。 放流水の水質検査の頻度と項目 ・毎日:①PH ②COD ③SS ④油分 ・定期:2月・10月(13項目)/6月(46項目生活環境項目・健康項目、悪臭物質)の測定を実施します。
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査、その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

2. 焼却施設の維持管理上の基準

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第五号に記載の
廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項第二号の項目＞

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
二一イ	ピット・クレーン方式によって燃焼設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	破砕処理での混合、及び雑芥ピット内でのクレーンによる再攪拌により、ごみを均一に混合します。
二一ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第4条第一項第7号のイの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	燃焼室へのごみの投入はピット・クレーン方式であり、投入ホッパーは二重ダンパーとなっており、外気を遮断した状態で定量ずつ連続的に投入します。
二一ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、800℃以上に保ちます。
二一二	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。 ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れがないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	適切な燃焼温度かつ燃焼空気の調整により焼却灰中の熱しゃく減量を10パーセント以下とします。
二一ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」に準じ、炉温を速やかに上昇させます。
二一ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くすこと。	「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」に準じ、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くします。
二一ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	各焼却炉炉内出口部に温度計を設置し、燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ記録します。
二一チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	各焼却炉燃焼ガスは、廃熱ボイラ・エコノマイザーで熱回収し、洗浄塔／湿式電気集塵機で温度を70℃程度まで冷却します。
二一リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	洗浄塔／湿式電気集塵機出口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録します。
二一ヌ	冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	○流動層焼却炉→廃熱ボイラ、給水予熱器に堆積したばいじんは間欠的に除去し、コンベアで灰貯槽に搬送します。 ○雑芥焼却炉→廃熱ボイラ、給水予熱器に堆積したばいじんは間欠的に除去し、コンベアで再度燃焼室に投入します。 ○洗浄塔・湿式電気集塵機で捕集されたばいじんは、洗浄塔排水として配管で水処理設備へ移送し、排水処理を行います。

二ール	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、炉温を高温(800℃)に保つことにより、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるようにします。
二ーヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	各焼却炉の洗浄塔入口ダクトに一酸化炭素濃度計を設置し、排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録します。
二ーワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度は、流動層焼却炉→1ng-TEQ/m ³ N以下、雑芥焼却炉→5ng-TEQ/m ³ N以下とします。 適切な運転条件かつ燃焼空気量の調整により焼却します。 ① 800度以上での燃焼 ② 2秒以上の燃焼室滞留時間 ③ 200度以下への排ガスの急冷 を遵守することにより煙突排ガス中のダイオキシン濃度を法規制値以下とします。
二ーカ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回、ばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を2ヶ月に一回測定し、かつ、記録します。
二ーヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、生活環境保全上の支障が生じないようにします。
二ータ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	アルカリスクラバーで発生するミストは、電気集塵機出口煙突にて旋回効果により捕集し、飛散及び流出させません。
二ーレ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第一項第7号チのただし書きの場合にあっては、このかぎりでない。	・流動層焼却炉 ばいじんを焼却灰と分離して排出します。 また、排出したばいじんを貯留することができる灰出し設備及び貯留設備を設けます。 ・雑芥焼却炉 廃熱ボイラ、給水予熱器に堆積したばいじんは間欠的に除去し、コンベアで再度燃焼室に投入するため外部へ排出しません。
二ーフ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法による消火設備を設置し、消防設備定期点検を実施します。その他の安全対策設備として以下のものを設置します。 ① 監視カメラ ② 雑芥破砕長尺物センサー(ピットへの火炎伝播防止) ③ 電気集塵機緊急消火スプレー

< 廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第五号の項目 >

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	<p>燃烧室の燃烧ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。</p>	<p>「流動層焼却設備運転基準書」「雑芥焼却炉管理基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、摂氏800度以上に保ちます。</p>
二	<p>廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては燃え殻を総理府令で定める基準に適合させること。</p>	<p>該当する設備はありません。</p>
三	<p>令第7条第5号に掲げる施設(廃油焼却施設)及び同条第12号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規程により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>防油堤、コンクリート製床を設置し、廃油の流出防止、浸透防止を行います。 2回/日の日常パトロール時に施設の点検を実施し、異常を発見した場合は直ちに修理します。</p>